

税

令和2年度課税(所得)証明書を交付します  
【税務課】

令和2年度の市・県民税に関する証明書(課税・非課税・所得証明書)の交付は次のとおりです。なお、証明書に記載される所得は令和元年中の所得です。

確定申告および市・県民税の申告期限の延長に伴い、市・県民税を給与天引きで納めている人の所得証明書の発行開始時期を、例年の5月上旬から6月1日に変更します。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

- **交付開始日** 6月1日(月)  
※コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要です。
- **交付場所・問い合わせ** 税務課 市民税係

軽自動車税(種別割)納税証明書について  
【税務課】

6月1日以降に車検を受ける場合は、令和2年度の軽自動車税(種別割)納税証明書が必要です。

口座振替をされている人への軽自動車税(種別割)納税証明書(はがき)の送付は6月11日頃を予定しています。口座振替日以降で、証明書が届く前に車検を予定している場合は税務課窓口にて証明書を無料交付します。振替内容を記帳した通帳および印鑑(朱肉使用)、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

なお、軽自動車税納税通知書に添付されている納付書で納付する場合は、納税通知書の「軽自動車税(種別割)納税証明書」欄を活用してください。

- **問い合わせ** 税務課 収納係 ☎33-1169

休日と夜間の納付・納税相談

【税務課】

- **相談日時**(毎月第4日曜日および第4水曜日)
  - 5月24日(日) 午前8時30分～午後5時
  - 5月27日(水) 午後5時15分～8時
- **場所・問い合わせ** 税務課 収納係 ☎33-6109

軽自動車税(種別割)の減免申請について  
【税務課】

身体障がい者等を対象に軽自動車税を減免します。申請手続きや必要書類など詳しくは、税務課へお問い合わせください。

- **対象となる車両**(一定の条件があります)  
身体障がい者等の通院・通学・生業のために、身体障がい者等本人・同一生計者・常時介護者が運転する次の①または②に該当する車両。  
①身体障がい者等が所有する軽自動車等  
②18歳未満の身体障がい者等または精神・知的障がい者と生計を一にする人が所有する軽自動車等
- **申請期限**  
6月1日(月)まで(土・日曜、祝日を除く)  
※期限を過ぎると受付できません。
- **更新手続きについて**  
軽自動車税(種別割)の減免を継続するための更新手続きを郵送で行うことができます。  
対象となる人は、前年度に軽自動車税を減免した軽自動車等を本年度も引き続き使用し、減免を必要とする理由に変更のない人です。  
なお、平成31年度に軽自動車税の減免を受けた人には、3月に更新のための申請書を送付しています。まだ提出されていない人は、6月1日(月)(必着)までに返送してください。
- **申請場所・問い合わせ**  
税務課 市民税係 ☎33-6212

納期限のお知らせ

【税務課】

- **6月1日(月)**
  - 固定資産税・都市計画税……………1期  
※本年度から全期分の納付書を廃止しました。一括で納付する場合は、各期の納付書で納付してください。なお、口座振替の全納については従来どおりです。
  - 軽自動車税(種別割)……………全期



メンタルフレンドになりませんか

市では、不登校児童・生徒の自立や学校復帰の援助のために、教育相談センターに適応教室「憩の部屋」を開室しています。そこで、適応教室「憩の部屋」のスタッフとしてメンタルフレンド(ボランティア)になっていただける人を募集します。

- **活動内容**  
子どもの話し相手、遊び相手、学習援助など
- **活動時間**  
週1～2回程度  
午前9時30分～午後3時30分(時間は応相談)
- **募集人員** 若干名

- **対象** 18歳～24歳の学生
- **申込方法** 電話で申し込んでください。  
※面談で詳細を説明します。
- **申し込み・問い合わせ**  
教育相談センター ☎32-1512  
月曜日～金曜日(祝日を除く)

お知らせ

令和2年度 全国瞬時警報システムの  
訓練放送について  
【危機管理室】

市民の皆さんへの緊急情報の伝達体制について万全を期すため、防災行政無線による全国瞬時警報システム(Jアラート)の訓練放送を実施しています。

本年度は、下記日程にて訓練放送を実施する予定です。ご理解・ご協力をお願いします。

- **日程** 5月20日(水)、10月7日(水)、令和3年2月17日(水)
- **時間** 午前11時～
- **放送内容**(予定)  
「これは、Jアラートのテストです。」(3回)  
「こちらは、防災はしもとです。」
- **問い合わせ** 危機管理室 ☎33-6105

農業集落排水処理区域の人数変更届について  
【水道経営室】

市には吉原地区、山田地区(出塔の一部を含む)、高野口町上中・下中地区(九重の一部を含む)、西川地区(高野口町嵯峨谷、大野、下中の一部を含む)の4カ所に農業集落排水施設があります。

農業集落排水は、世帯の人数によって料金を算定しています。転居や出生、死亡などで人数に変更があった場合は、水道経営室まで届け出てください。

- **問い合わせ** 水道経営室 ☎33-2860

井戸水使用の変更届について

【水道経営室】

公共下水道へ接続されている家屋で、井戸水を一般家庭用として使用されている場合、世帯の人数や井戸水の使用場所によって下水道使用料を算定しています。

転居や出生、死亡などで人数に変更があった場合や、井戸水の使用場所(水道水を併用する家庭のみ)の変更または井戸を廃止した場合は、水道経営室まで届け出てください。

- **問い合わせ** 水道経営室 ☎33-2860

2020年工業統計調査を実施します

【総務課】

経済産業省では、6月1日現在で2020年工業統計調査を実施します。

この調査は、統計法に基づいて実施する基幹統計調査で、製造業を営む全国のすべての事業所が対象となります。

5月中旬から6月にかけて統計調査員が調査票をお届けしますので、調査へのご理解とご回答をお願いします。インターネットでも回答することができますので、ぜひご利用ください。

なお、調査結果は、工業関係のさまざまな計画や施策の基礎資料として利用され、統計作成の目的以外には利用されません。

- **問い合わせ**  
総務課 文書統計係 ☎33-6110

6月1日は「人権擁護委員の日」です

【人権・男女共同推進室】

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国各地で人権相談所の開設や人権への理解を深めてもらうための街頭啓発を行なっています。人権擁護委員について、詳しくはお問い合わせください。

- **問い合わせ** 人権・男女共同推進室 ☎33-1229

望まない受動喫煙を防ぎましょう

【いきいき健康課】

世界保健機関(WHO)は、5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となるよう啓発活動を行なっています。また、厚生労働省では世界禁煙デーから始まる1週間を禁煙週間と定め、禁煙および受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行なっています。

健康増進法が改正され、4月から飲食店や職場などには屋内禁煙が義務付けられています。望まない受動喫煙を防ぎましょう。

- **問い合わせ** いきいき健康課 ☎33-6111

保育園・幼稚園に遊びにきませんか

市内の公立保育園、公立幼稚園では年間を通して、園開放や園庭開放などさまざまな活動を行なっています。事前申し込みが必要となりますので、詳しくは各園へお問い合わせください。

- **保育園の園開放・園庭開放**
  - 対象 在宅乳幼児の親子
  - 申し込み・問い合わせ  
・紀見保育園 ☎36-1556  
・山田保育園 ☎32-2246  
・岸上保育園 ☎32-2238
- **幼稚園の園開放・園庭開放**
  - 対象 1歳児～5歳児の親子
  - 申し込み・問い合わせ  
・境原幼稚園 ☎37-5759  
・紀見幼稚園 ☎33-0670  
・柱本幼稚園 ☎37-2209

広報紙へ有料広告を掲載しませんか

「広報はしもと」に掲載する有料広告を募集しています。掲載料や申込方法など詳しくは、市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

- **申し込み・問い合わせ**  
秘書広報課 ☎33-2676